

介護保険給付対象サービス

【サービス利用料】

I型介護医療院サービス費（I） 療養機能強化型A相当

令和7年4月1日改定

	区分	基本単位	利用料	利用者負担額			月額(30日)		
				1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
個室	<input type="checkbox"/> 要介護1	721	7,210 円	721 円	1,442 円	2,163 円	21,630 円	43,260 円	64,890 円
	<input type="checkbox"/> 要介護2	832	8,320 円	832 円	1,664 円	2,496 円	24,960 円	49,920 円	74,880 円
	<input type="checkbox"/> 要介護3	1,070	10,700 円	1,070 円	2,140 円	3,210 円	32,100 円	64,200 円	96,300 円
	<input type="checkbox"/> 要介護4	1,172	11,720 円	1,172 円	2,344 円	3,516 円	35,160 円	70,320 円	105,480 円
	<input type="checkbox"/> 要介護5	1,263	12,630 円	1,263 円	2,526 円	3,789 円	37,890 円	75,780 円	113,670 円
多床室	<input type="checkbox"/> 要介護1	833	8,330 円	833 円	1,666 円	2,499 円	24,990 円	49,980 円	74,970 円
	<input type="checkbox"/> 要介護2	943	9,430 円	943 円	1,886 円	2,829 円	28,290 円	56,580 円	84,870 円
	<input type="checkbox"/> 要介護3	1,182	11,820 円	1,182 円	2,364 円	3,546 円	35,460 円	70,920 円	106,380 円
	<input type="checkbox"/> 要介護4	1,283	12,830 円	1,283 円	2,566 円	3,849 円	38,490 円	76,980 円	115,470 円
	<input type="checkbox"/> 要介護5	1,375	13,750 円	1,375 円	2,750 円	4,125 円	41,250 円	82,500 円	123,750 円

【加算】

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			加算の要件・算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護（I） （単位・円／日）	23	230 円	23 円	46 円	69 円	I 夜勤の看護職員の配置が15:1 以上かつ2人以上の場合
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護（II） （単位・円／日）	14	140 円	14 円	28 円	42 円	II 夜勤の看護職員の配置が20:1 以上かつ2人以上の場合
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護（III） （単位・円／日）	14	140 円	14 円	28 円	42 円	III 夜勤の看護職員又は介護職員の配置が15:1 以上かつ2人以上(内看護職員1人以上)の場合
<input type="checkbox"/> 夜間勤務等看護（IV） （単位・円／日）	7	70 円	7 円	14 円	21 円	IV 夜勤の看護職員又は介護職員の配置が20:1 以上かつ2人以上(内看護職員1人以上)の場合 (1日につき)
<input type="checkbox"/> 若年性認知症入所者受入加算 （単位・円／日）	120	1,200 円	120 円	240 円	360 円	若年性認知症利用者(65歳未満)に対し、個別の担当者を含め、入所サービスを行った場合（1日につき）
<input type="checkbox"/> 外泊時費用 （単位・円／日）	362	3,620 円	362 円	724 円	1,086 円	入所者様に対して居宅における外泊を認めた場合は、所定単位数に代えて算定。但し、外泊の初日・最終日は算定できない（1ヶ月に6日まで、1日）
<input type="checkbox"/> 試行的退所サービス費 （単位・円／日）	800	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	退所が見込まれる場合に、関連職種等により、退院して居宅において療養を継続する可能性があるかどうか検討し、試行的に退所した際に介護医療院が居宅サービスを提供した場合（1ヶ月に6日まで、1日）
<input type="checkbox"/> 他科受診時費用 （単位・円／日）	362	3,620 円	362 円	724 円	1,086 円	当該入所の原因となった傷病以外の傷病に罹患し、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合（1ヶ月に4日まで、1日）
<input type="checkbox"/> 初期加算 （単位・円／日）	30	300 円	30 円	60 円	90 円	入所した当初には、施設での生活に慣れる為に様々な支援を必要とすることから算定。 過去3ヶ月間(認知症自立度判定ランクⅢ以上の方は過去1か月間)に入所したことがない場合 (入所日から30日以内の期間、1日)
<input type="checkbox"/> 退所時時栄養連携加算 （単位・円／回）	70	700 円	70 円	140 円	210 円	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者様又は、低栄養状態にあると医師が判断した入所者。管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合。 (1月につき1回)
<input type="checkbox"/> 再入所時栄養連携加算 （単位・円／回）	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者、当施設の管理栄養士が病院の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を策定した場合（1人につき1回）
<input type="checkbox"/> 退所前訪問指導加算 （単位・円／回）	460	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者様の退所に先立って、退所後生活する居宅を訪問し、退所後の療養上の指導を行った場合など (入所中1回(または2回)を限度)
<input type="checkbox"/> 退所後訪問指導加算 （単位・円／回）	460	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円	入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、療養上の指導を行った場合など (退所後1回を限度)
<input type="checkbox"/> 退所時指導加算 （単位・円／回）	400	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	入所期間が1月を超える入所者様が退所し、その居宅において療養を継続する場合、退所時に入所者及び家族に、退所後の療養上の指導を行った場合 (退所時1回)
<input type="checkbox"/> 退所時情報提供加算（I） （単位・円／回）	500	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	I 退所後の主治医(社会福祉施設)に対して、利用者様の診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
<input type="checkbox"/> 退所時情報提供加算（II） （単位・円／回）	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	II 退所後の医療機関の医師に対して、利用者様の心身の状況、生活歴等を提供した場合 (退所後1回を限度)
<input type="checkbox"/> 退所前連携加算 （単位・円／回）	500	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	居宅介護支援事業者に対して、診療状況を文書で情報提供し、居宅サービスの調整を連携して行った場合（1人につき1回）
<input type="checkbox"/> 訪問看護指示加算 （単位・円／回）	300	3,000 円	300 円	600 円	900 円	在宅で訪問看護を受ける場合に、訪問看護ステーションに対して医師の訪問看護指示書を発行した場合（1人につき1回）

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			加算の要件・算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
□ 協力医療機関連携加算（Ⅰ） （単位・円／月）	50	500 円	50 円	100 円	150 円	協力医療機関との間で、入所者様等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること Ⅰ 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 Ⅱ Ⅰ以外の協力医療機関と連携している場合 （1月につき）
□ 協力医療機関連携加算（Ⅱ） （単位・円／月）	5	50 円	5 円	10 円	15 円	
□ 栄養マネジメント強化加算 （単位・円／日）	11	110 円	11 円	22 円	33 円	低栄養状態又はそのおそれのある入所者様に対して、他職種共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行うとともに、その他の入所者に対しても食事の観察を行い、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合。LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用（1日につき）
□ 経口移行加算 （単位・円／日）	28	280 円	28 円	56 円	84 円	経管により食事を摂取する入所者様について、経口摂取を進める為に、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合（180日を限度）
□ 経口維持加算（Ⅰ） （単位・円／月）	400	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方を対象とし、経口による食事摂取を維持できた場合6月を限度として加算する Ⅰ 著しい誤嚥が認められる者を対象とし、他職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い計画書を作成 Ⅱ 食事の観察及び会議等に医師（配置医師除く）・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士いずれか1名以上が加わった場合 （1日につき）
□ 経口維持加算（Ⅱ） （単位・円／月）	100	1,000 円	100 円	200 円	300 円	
□ 口腔衛生管理加算（Ⅰ） （単位・円／月）	90	900 円	90 円	180 円	270 円	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施している場合など Ⅱ LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用 （1月につき）
□ 口腔衛生管理加算（Ⅱ） （単位・円／月）	110	1,100 円	110 円	220 円	330 円	
□ 療養食加算 （単位・円／回）	6	60 円	6 円	12 円	18 円	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、医師の指示箋に基づく療養食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、高脂血症食、痛風食）を提供させて頂く場合（1日3回を限度）
□ 在宅復帰支援機能加算 （単位・円／日）	10	100 円	10 円	20 円	30 円	前6ヶ月間に退所した利用者の総数のうち、在宅で介護を受けることになったものの割合（在宅復帰率）が30%以上、その状況を訪問により在宅における生活が1ヶ月以上継続する見込みであることを確認し、記録している場合（1日につき）
□ 緊急時治療管理 （単位・円／日）	518	5,180 円	518 円	1,036 円	1,554 円	入所者様の病状が重篤となり救命救急医療が必要となった場合、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行なった場合 （1ヶ月に1回、連続する3日を限度）
□ 特定治療	老人医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た数					老人保健法の規定による、リハビリテーション・処置・手術・麻酔または放射線治療を行なった場合など
□ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （単位・円／日）	3	30 円	3 円	6 円	9 円	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定 Ⅰ 認知症介護に係る専門研修修了者を配置した場合など Ⅱ 認知症介護の指導に係る専門研修修了者を配置した場合など （1日につき）
□ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （単位・円／日）	4	40 円	4 円	8 円	12 円	
□ 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） （単位・円／月）	150	1,500 円	150 円	300 円	450 円	入所者の総数のうち、日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上、対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施し、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価・ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること Ⅰ 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修、又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること Ⅱ 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること （1月につき）
□ 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） （単位・円／月）	120	1,200 円	120 円	240 円	360 円	
□ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 （単位・円／日）	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	医師が認知症の行動・心理状況が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが必要と判断し、入所となった場合 （入所日から7日を限度）

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			加算の要件・算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
重度認知症患者療養体制加算 (Ⅰ) (単位・円/日) <input type="checkbox"/> 要介護1又は要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3又は4、5	140	1,400円	140円	280円	420円	厚生労働省が定める看護職員の割合、専任の精神保健福祉士等の配置、認知症入所者の割合等を満たしている介護医療院が入所者に対して介護医療院サービスを提供する場合 Ⅱ 60㎡以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えた生活機能回復訓練室を有している (1日につき)
重度認知症患者療養体制加算 (Ⅱ) (単位・円/日) <input type="checkbox"/> 要介護1又は要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3又は4、5	200	2,000円	200円	400円	600円	
<input type="checkbox"/> 排せつ支援加算(Ⅰ) (単位・円/月)	10	100円	10円	20円	30円	排泄介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、要介護状態の軽減が見込まれるものについて医師、看護師等が共同して排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画書に基づく支援を実施している Ⅰ LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用、評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している Ⅱ 施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善した場合、または又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが除去された場合 Ⅲ Ⅱについて、かつおむつ使用から使用なしに改善した場合 (1月につき)
<input type="checkbox"/> 排せつ支援加算(Ⅱ) (単位・円/月)	15	150円	15円	30円	45円	
<input type="checkbox"/> 排せつ支援加算(Ⅲ) (単位・円/月)	20	200円	20円	40円	60円	
<input type="checkbox"/> 自立支援促進加算 (単位・円/月)	280	2,800円	280円	560円	840円	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援にかかる支援計画等の策定等に参加し、少なくとも3月に1回入所者ごとに支援計画を見直している。LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用 (1月につき)
<input type="checkbox"/> 科学的介護推進体制加算 (Ⅰ) (単位・円/月)	40	400円	40円	80円	120円	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しており、サービスの提供にあたって適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 Ⅱ 加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出していること (1月につき)
<input type="checkbox"/> 科学的介護推進体制加算 (Ⅱ) (単位・円/月)	60	600円	60円	120円	180円	
<input type="checkbox"/> 安全対策体制加算 (単位・円/回)	20	200円	20円	40円	60円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること (入所初日に限り1回)
<input type="checkbox"/> 高齢者施設等感染対策向上 加算(Ⅰ) (単位・円/月)	10	100円	10円	20円	30円	感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること Ⅱ 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。(1月につき)
<input type="checkbox"/> 高齢者施設等感染対策向上 加算(Ⅱ) (単位・円/月)	5	50円	5円	10円	15円	
<input type="checkbox"/> 新興感染症等施設療養費 (単位・円/日)	240	2,400円	240円	480円	720円	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者様に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合 (1ヶ月に1回、連続する5日を限度)
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) (単位・円/月)	100	1,000円	100円	200円	300円	入所者様の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと Ⅰ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること Ⅱ 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること (1月につき)
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) (単位・円/月)	10	100円	10円	20円	30円	

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			加算の要件・算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (単位・円/日)	22	220 円	22 円	44 円	66 円	厚生労働省が定める介護福祉士の割合等を満たしている介護医療院が入所者に対して介護医療院サービスを提供する場合、定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと Ⅰ 介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上、勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上を占めていること。提供する介護医療院サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること Ⅱ 介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上を占めていること Ⅲ 介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上、または介護・看護職員の総数のうち常勤換算で75%以上を占めていること（1日につき） 介護職員等の研修会の確保や雇用管理の改善などとともに、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する必要がある（1月につき）
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (単位・円/日)	18	180 円	18 円	36 円	54 円	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) (単位・円/日)	6	60 円	6 円	12 円	18 円	
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	算定の基礎となる単位数×3.6%					
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	算定の基礎となる単位数×2.9%					

【特別診療費】

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			加算の要件・算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
□ 感染対策指導管理 (単位・円/日)	6	60円	6円	12円	18円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること (入所初日に限り1回)
□ 褥瘡対策指導管理(I) (単位・円/日)	6	60円	6円	12円	18円	入所者ごとの褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している II LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合 (1日につき)
□ 褥瘡対策指導管理(II) (単位・円/日)	10	100円	10円	20円	30円	入所の際に、医師・看護師・その他必要に応じた関係職種が共同して診療計画を策定し、本人又は家族の方へ説明を行う。過去3か月間(認知症自立度判定ランクⅢ以上の方は過去1か月間)に入所したことがない場合など(入所中1回を限度)
□ 初期入所診療管理 (単位・円/回)	250	2,500円	250円	500円	750円	要介護度4又は5で、1日8回以上、痰の吸引を実施している状態が1ヶ月で20日を超えている場合など(1日につき)
□ 重度療養管理 (単位・円/日)	125	1,250円	125円	250円	375円	後天性免疫不全症候群の病原体に感染している者について、抗体の陽性反応がありサービスを提供している場合など(1日につき)
□ 特定施設管理 (単位・円/日)	250	2,500円	250円	500円	750円	
□ 個室の場合	300	3,000円	300円	600円	900円	
□ 2人部屋の場合	150	1,500円	150円	300円	450円	
□ 重症皮膚潰瘍管理指導 (単位・円/日)	18	180円	18円	36円	54円	重症な皮膚潰瘍(Sheaの分類Ⅲ以上のものに限る)を有している入所者様に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ療養上必要な指導を行う(1日につき)
□ 薬剤管理指導 (単位・円/回)	350	3,500円	350円	700円	1,050円	入所者様に対し投薬又は注射及び薬学管理指導を行った場合など(週1回、月4回を限度)
□ LIFE提出と活用 (単位・円/月)	20	200円	20円	40円	60円	LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用(1月につき)
□ 疼痛緩和 (単位・円/回)	50	500円	50円	100円	150円	麻薬に係る薬学的管理の内容、利用者等への指導、利用者等からの相談などの記録(1回につき)
□ 医学情報提供料(I) (単位・円/回)	220	2,200円	220円	440円	660円	担当医師より、退所時にI病院またはII診療所へ、入所者の同意を得て診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合など(1回につき)
□ 医学情報提供料(II) (単位・円/回)	290	2,900円	290円	580円	870円	
□ 理学療法(I) (単位・円/回)	123	1,230円	123円	246円	369円	I 理学療法士が適切に配置され、当該療法を行うにつき十分な専用施設を有し、必要な器械及び器具が具備され個別に20分以上行った場合など II I以外の施設(1日3回に限り)
□ 注3リハ計画策定(円/回)	480	4,800円	480円	960円	1,440円	注6 LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用(1月につき)
□ 注4入所生活リハ管理指導(円/月)	300	3,000円	300円	600円	900円	注7 口腔衛生管理(II)及び栄養マネジメント強化加算を算定し、リハビリテーション実施計画等の内容について、関係職種の間で一体的に共有。 (1月につき)
□ 注5専従職員2名配置(円/回)	35	350円	35円	70円	105円	
□ 理学療法(II) (単位・円/回)	73	730円	73円	146円	219円	
□ 注6の加算(円/月)	33	330円	33円	66円	99円	
□ 注7の加算(円/月)	20	200円	20円	40円	60円	
□ 作業療法 (単位・円/回)	123	1,230円	123円	246円	369円	作業療法士が適切に配置され、当該療法を行うにつき十分な専用施設を有し、必要な器械及び器具が具備され個別に行った場合など(1日3回に限り)
□ 言語聴覚療法 (単位・円/回)	203	2,030円	203円	406円	609円	言語聴覚士が適切に配置され、当該療法を行うにつき十分な専用施設を有し、必要な器械及び器具が具備され個別に行った場合など(1日3回に限り)
□ 集団コミュニケーション療法 (単位・円/回)	50	500円	50円	100円	150円	言語聴覚士が適切に配置され、当該療法を行うにつき十分な専用施設を有し、必要な器械及び器具が具備され行った場合(1日3回に限り)
□ 摂食機能療法 (単位・円/日)	208	2,080円	208円	416円	624円	脳血管疾患等による後遺症により、摂食機能に障害がある方に対して、嚥下訓練を30分以上行った場合など(1月に4回を限度)
□ 短期集中リハビリテーション加算 (単位・円/日)	240	2,400円	240円	480円	720円	個別のリハビリテーション計画の算定策の一連のプロセスを実施するとともに、他職種協働による短期・集中的なリハビリを行った場合など(1日につき)
□ 認知症短期集中リハビリテーション加算 (単位・円/日)	240	2,400円	240円	480円	720円	入所者のうち、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その入所した日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合など(1週に3日を限度)
□ 精神科作業療法 (単位・円/日)	220	2,200円	220円	440円	660円	1人の作業療法士が1人以上の助手とともに当該療法を実施した場合など(1日につき)
□ 認知症入所精神療法 (単位・円/週)	330	3,300円	330円	660円	990円	精神科医師の診療に基づき、対象となる利用者等ごとに治療計画を作成し、この治療計画に従って行うものであって、定期的にその評価を行う等の計画的な医学的管理に基づいて実施しているなど(1週間につき)

介護保険給付対象外サービス

【その他の費用】

令和7年4月1日改定

種 類	内 容	利用料金
<input type="checkbox"/> 居住費※	光熱水費相当 室料＋光熱水費相当 ※外泊・入院時に居室を確保しておく場合、居住費を頂くことになります。 ※感染対策の必要性、酸素投与、せん妄、療養上の必要性などにより個室へ移動をさせて頂く場合がございます。	多床室 0円～ 460円/1日 個室 550円～1,500円/1日
<input type="checkbox"/> 食費※	食材費＋調理費相当分	通常食 1,700円/1日 治療食 2,000円/1日
<input type="checkbox"/> 事務処理費	預り金(お小遣い金等)の出納管理における事務処理費	50円/1日
<input type="checkbox"/> おむつ(課税対象)	外出・外泊時等、施設外で使用する場合	別紙価格表参照
<input type="checkbox"/> 電気器具電源使用料	私物持込みの電気器具につきましては、電源使用料を頂きます。 ※電気器具のご使用については、使用できない物もありますので職員にお尋ね下さい。	50円/1日
<input type="checkbox"/> 予防接種	インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチン等	予防接種法に基づき、地方自治体が定めた額
<input type="checkbox"/> 各種診断書料	生命保険診断書、死亡診断書等 ※詳しくは三川病院会計窓口にてご確認ください。	1,000～28,560円/1枚
<input type="checkbox"/> エンゼルケアに係る費用	施設で亡くなられた後に行う死後処置に必要な費用	死後処置料 3,000円/1体 浴衣代 2,860円/1枚
<input type="checkbox"/> 理髪・美容	[理髪サービス] 毎週月曜日、併設病院内にあるカトルームで理容師の出張による理髪サービスをご利用頂けます。	別紙価格表参照
<input type="checkbox"/> 口腔衛生用品	口腔清拭シート ※ご家族でご用意できない場合に提供します。	550円/1個
<input type="checkbox"/> レクリエーション	季節の行事や、月に一度お誕生日会などを行ないます。	実費

※入所中に必要な衣類・タオル、消耗品等についてはレンタルセットを採用しております。詳しくは職員へお尋ねください。

※居住費・食費については、下記表のとおり国が定める負担限度額段階で1ヶ月に負担する上限額と、1日に負担する居住費・食費が設定されています。

ご本人の住所地の市町村役所(介護保険係)に申請をして「介護保険負担限度額認定証」を受け、施設へ提示してください。

補足給付(「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付)を受けることができます。但し、介護保険料滞納者には該当いたしませんのでご注意ください。

<負担限度額(月額)>

【】はショートステイの場合

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	多床室	0円	430円	430円	430円	460円
	個室	550円	550円	1,370円	1,370円	1,500円
食費		300円	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】	1,700円

<特定入所者介護サービス費(補足給付)>

認定区分	対象者	預貯金額(夫婦の場合)
補足給付の支給対象	第1段階 生活保護を受給している方等 世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	要件なし 1,000万円(2,000万円)
	第2段階 世帯全員が市町村民税世帯非課税者で、本人の公的年金年収額＋その他の合計所得金額が80万円以下	650万円(1,650万円)
	第3段階① 世帯全員が市町村民税世帯非課税者で、本人の公的年金年収額＋その他の合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円(1,550万円)
	第3段階② 世帯全員が市町村民税世帯非課税者で、本人の公的年金年収額＋その他の合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)
第4段階	市区町村民税課税世帯	

<高額介護サービス費>

認定区分	対象者	負担の上限額(月額)
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円(個人)
第2段階	市町村民税世帯非課税で、公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が80万円以下	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
第3段階	市町村民税世帯非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない方	24,600円(世帯)
第4段階	①市町村民税世帯非課税世帯～課税所得380万円(年収約770万円)未満	①44,400円(世帯)
	②課税所得380万円(年収約770万円)～6980万円(年収約1,160万円)未満	②93,000円(世帯)
	③課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	③140,100円(世帯)

(別紙価格表)

■紙おむつ価格表

(消費税込)

製品名	サイズ	枚数	1袋価格	1枚価格
肌ケア アクティ ふんわりフィット 気持ちいい うす型パンツ	M-L	22	¥1,731	¥79
肌ケア アクティ ふんわりフィット 気持ちいい うす型パンツ	L-LL	20	¥1,731	¥87
肌ケア アクティ 長時間パンツ消臭抗菌プラス	M-L	16	¥1,495	¥93
肌ケア アクティ 長時間パンツ消臭抗菌プラス	L-LL	14	¥1,495	¥107
アクティ テープ止めベーシックケア	S	22	¥1,960	¥89
アクティ テープ止めベーシックケア	M	20	¥1,960	¥98
アクティ テープ止めベーシックケア	L	17	¥1,960	¥115
アクティ 尿とりパッド300ふっくらフィット		30	¥591	¥20
アクティ 尿とりパッド450ふっくらフィット		30	¥899	¥30
肌ケア アクティ ふんわりフィット 気持ちいい 紙パンツ用尿とりパッド 2回分吸収		34	¥937	¥28
肌ケア アクティ ふんわりフィット 朝までぐっすり 尿とりパッド 6回分吸収		27	¥1,609	¥60
アクティ ワイドパッド700		30	¥1,535	¥51
アクティ パワー消臭パッド900		30	¥2,178	¥66

■理髪サービス代

(消費税込)

内 訳	価格	内 訳	価格
顔剃り(エステは+¥500*女性)	¥1,500	カット前髪のみ*女性	¥1,300
シャンプー、セット	¥1,500	ヘアダイ(カット、シャンプー込み)	¥3,800
シャンプー、顔剃り、セット	¥2,000	ヘアダイ(カット、シャンプー、顔そり込み)	¥4,300
カットのみ	¥2,000	ヘアダイのみ*女性	¥3,300
カット、シャンプー	¥2,300	ヘアダイ(シャンプー、顔そり込み)*女性	¥3,800
カット、顔そり	¥2,500	パーマ(カット、シャンプー込み)*女性	¥4,500
カット、シャンプー、顔そり	¥2,800	パーマ(カット、シャンプー、顔そり込み)*女性	¥5,000

*女性 は、女性のみ